

乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、0M タクシー運送約款（区域運行）（以下「約款」という。）に基づく、0M タクシー株式会社（以下「当社」という。）の運送及びこれに附帯する事業についての合理的な取扱方を定め、もって旅客の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、当社の経営する乗合自動車（区域運行）の運送区間について適用する。

（当該乗車に適用する規定）

第3条 旅客は、当社との旅客運送の契約が成立した場合、1の運行エリア内で旅客が事前に指定した区間で乗合自動車に乗車することができる。なお、当該区間における運行経路は、当社が設定する。

2 旅客が乗合自動車に乗車し、又はあらかじめ運賃を支払い乗車券の交付を受け乗合自動車に乗車できることとなった時以降の取扱いについては、別に定める場合を除き、当該乗車のとき又は乗車できることとなったときの規定による。

（乗車券の種類）

第4条 乗車券の種類は、運送条件、発売場所及び発売日等（以下「運送条件等」という。）を特別に定めた乗車券（以下「特別の乗車券」という。）とする。なお、運送条件等については、その都度当社が定める。

2 前項の規定にかかわらず、モバイルチケットで発行する乗車券の種類及び運送条件等については、モバイルチケット取扱規則にて定める。

（運賃の種類）

第5条 運賃の種類は、普通旅客運賃とし、次に定めるところにより区分する。ただし、当社で使用することのできるモバイルチケットで発行する乗車券の運賃の種類に関してはモバイルチケット取扱規則にて別途定める。

- （1）普通運賃 大人 小児
- （2）特別割引運賃 大人 小児

（割引運賃の種類）

第6条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条に規定する施設により養護又は保護を受けている者（以下「被保護者」という。）に対しては、被保護者が利用する施設の長が発行した所定の割引証（以下「運賃割引証」という。）の提出により、普通旅客運賃について被保護者が乗車する場合及び被保護者がその付添人（係員によって被保護者を安全かつ迅速に乗降させる付添能力を有すると認められる者をいう。以下同じ。）とともに乗車する場合に割引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、6歳未満の被保護者が付添人とともに乗車する場合には、その被保護者に対して無賃の取扱いを行う。

3 前2項の割引を行う運賃は、第7条に定める特別割引運賃とする。

（運賃）

第7条 普通旅客運賃は次のとおりとする。

（1）キタエリア、福島エリア、西エリア、中央エリア、天王寺エリア、浪速エリア

ア 普通運賃 大人 300円 小児 150円

イ 特別割引運賃 大人 150円 小児 80円

（2）生野エリア、平野Aエリア、平野Bエリア、都島エリア、港エリア、東成エリア、城東エリア、鶴見エリア、阿倍野エリア、住吉エリア、東住吉エリア、淀川エリア、東淀川エリア、西淀川エリア、旭エリア、此花エリア、大正エリア、西成エリア、住之江エリア

ア 普通運賃 大人 210円 小児 110円

イ 特別割引運賃 大人 110円 小児 60円

2 当社で使用することのできるモバイルチケットの運賃に関しては、モバイルチケット取扱規則にて別途定める。

（付添人に対する随伴幼児の取扱い）

第8条 被保護者及びその付添人に随伴される幼児のうち、付添人に随伴される幼児については約款第19条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

（付添人の取扱い）

第9条 被保護者が老幼・虚弱若しくは障がいのため又は逃亡のおそれがあるため、単独で乗降できないと認められるときは、被保護者1人に対して1人の付添人をつけることができる。ただし、被保護者が車椅子を使用するときは、2人の付添人をつけることができる。

(付添人に対する運賃の割引)

第 10 条 運賃割引証の提出による割引を受けようとする被保護者の付添人は、その被保護者と運賃の種類、乗車区間及び乗車の日時が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

(付添人に対する運賃の割引の特例)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定により 6 歳未満の被保護者が無賃の取扱いを受ける場合には、その付添人のみ運賃の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、付添人が同区間（乗車区間を包含する場合を含む。）について有効な乗車券等を既に所持している場合は、被保護者に対して単独で運賃の割引を行う。

(運賃割引証の提出)

第 12 条 被保護者に対する運賃の割引は、被保護者が提出した運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り取り扱うこととする。

(大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおける取扱い)

第 13 条 大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおけるポイントの付与及びポイントの利用等についての取扱いは、同社の定める規約等による。

(乗車券の様式)

第 14 条 乗車券の様式は、別に定める。

(期間の計算)

第 15 条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。

2 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するときは、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。

3 月の総日数を計算するときは、前項の規定にかかわらず、1 ヶ月を 30 日とする。

附 則

この規則は、2026年3月26日から施行する。